

第8回

(平成29年8月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月10日(金) 午前9時30分から午前10時10分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名  
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 会議書記の指名
  - 4) 議第28号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第29号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第30号案 土地改良事業参加資格交替の承認について  
議第31号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員  
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、1番・2番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

4 番 先月に出ていたあっせんの件ですが、力迫 1880-30、1880-31 ですが8月4日に農業公社、事務局、内田推進委員、買い手、売り手の方立会いで10アール当たり30万円で決まりましたので報告します。

9 番 あっせんの件ですが、小原 2650-64 ですが7月25日に農業公社、事務局、8番委員、買い手、売り手の方立会いで10アール当たり35万円で決まりましたので報告します。

議 長 議事に入ります。議第28号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第28号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番、2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、105a、水田93a、水稻60a、WCS33a、畑2a。畑はどうもろこしです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：700m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：コンバイン、ミスト機、動力噴霧機。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番 （調査番号2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）です。経営面積は、1,504a、水田1,263a、水稻600a、WCS420a、イタリアン424a、畑241aでどうもろこしです。畜産で、成牛7頭、育成牛1頭、子牛4頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクタ5台、田植機1台、ミスト機1台。8番（取得農地の利用計画）：どうもろこし。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番、4番について、2番委員より調査報告をお願いします。

議長 関係者の3番員は、退席をお願いします。

2番 5条申請もできてきますが、国のクラスター事業に採択され環境を整えるということで申請されています。3番の物件は、先月贈与ででていました農地です。（調査番号3）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は3番4番の交換です。譲受人の経営内容について報告します。名義人は人吉ですが、息子さんが実質的な経営をされています。経営面積は、137a、水田50a、畑86a、果樹園で梅を15a栽培されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：13km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：実際には出しているが、3番の事業に協力しての交換になっています。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラ1台、刈払機1台、消毒機です。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上

の調査内容により、農地法第3条第2項各号には一部該当しますが、事業要件を鑑みると、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 2 番 (調査番号4) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力3人)臨時雇用年間10名です。経営面積は、689a、水田377a、畑259a、水田には主食用米、転作、WCS、畑は飼料作物です。酪農で、搾乳牛20頭、育成牛3頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):10aあたり30万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクタ5台、田植機1台他、水稻、酪農の機械はすべて揃っています。8番(取得農地の利用計画):農業用施設。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 採決を3番4番からしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議 長 調査報告が終了しましたので、1番2番について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 議第29号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第29号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理

由は作業場兼資材置き場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。転用の例外規定で、住居するものの業務に必要な施設で集落に接続するものに該当します。2番（着工時期）：無断転用で始末書提出済です。3番（資金調達）：自己資金。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）165万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号7番から9番について、3番委員より調査報告をお願いします。  
3 番 （調査番号7～9）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建設資材置き場です。現在の資材置き場は、借地であり、持ち主から返還請求があったため関係会社所有の農地を借り使用するものです。施設の概要は、合計面積が2,653㎡、うち重機、車両置き場1,000㎡、駐車場500㎡、建設資材置き場1,000㎡です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：農業委員会の許可後です。3番（資金調達）：自己資金。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）0円です。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、1番及び7から9番について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。

議 長 調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議 長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。

議 長 調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議 長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。

議 長 調査番号9について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議 長 全委員賛成ですので、調査番号9については原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番から6番については、関係者がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

議 長 調査番号2番から6番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2 番 調査番号2番から6番まで関連しておりますので、まとめて報告します。それぞれクラスター事業に関連した農地です。対象農地は1枚の農地になっており、搾乳や

牛の施設を全部移動されます。施設の概要は記載のとおりで、5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：9月からです。3番（資金調達）：クラスター事業補助金。4番（建面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域内。11番（取得価格）10aあたり30万円です。第1種農地、農業用施設用地で許可要件に当たります。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号2番から6番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号2番から6番について原案のとおり決定します。

議長 議第30号案土地改良事業参加資格交替の承認についてを上程します。

事務局 議第30号案土地改良事業参加資格交替の承認について（朗読）

議長 調査番号1番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2番 農用地で所有権以外の権限に基づき耕作されている場合、所有者が事業参加するには、農業委員会の承認が必要ということで申請されています。申請物件は、記載のとおりです。所有者、耕作者は記載のとおりです。権限名は賃貸借です。二人に話を伺い、本申請に間違いありません。確認をしました。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、番号1については原案のとおり決定します。調査番号1については、保留とさせていただきます。

議長 議第31号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年8月7日付け：球錦農林第5956号）の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が2件、新規が3件です。

事務局 議第31号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）  
（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月10日

農業委員会会長

---

1番 農業委員

---

2番 農業委員

---